

人権に関するお困りのことは、
 人権擁護委員による特設人権相談を御利用ください。

人権擁護委員による特設人権相談の拡充について

京都市では、京都地方法務局と連携し、市民の皆様の人権相談に応じるため、人権擁護委員による特設人権相談を実施しています。

この度、人権擁護委員による人権相談窓口について、市民サービスの向上と本相談制度の利用促進を図るため、以下のとおり、4箇所の区役所において、特設人権相談を新たに開設しますので、お知らせします。

人権擁護委員とは

法務大臣から委嘱を受け活動している民間のボランティアで「あなたの街の相談パートナー」として、人権に関する相談、調査・救済活動を行っています。また、啓発活動として、学校・幼稚園等での人権教室や、街頭啓発などを行っています。

記

1 相談日程（平成30年度）及び場所

相談場所	相談日		
右京区役所	9月20日(木)	12月20日(木)	3月28日(木)
左京区役所	10月18日(木)	1月17日(木)	
下京区役所	10月18日(木)	1月17日(木)	
伏見区役所	11月15日(木)	2月21日(木)	

※ 面談による相談です。

※ 消費生活総合センターにおける特設人権相談（毎月1回開設、第4木曜日）についても、引き続き実施します。

2 相談時間

午後1時15分～午後4時15分

（消費生活総合センターは、午後1時～午後4時）

3 費用

無料

4 申込方法

事前予約制

相談日前日の正午までに電話又はFAXにて御予約ください。

※ 事前の予約がない場合は、窓口を開設しません。

5 申込み・問合せ

京都市文化市民局暮らし安全推進部 人権文化推進課

電話 075-366-0322 FAX 075-366-0139

（参考）人権問題に関する電話による御相談（法務局における常設人権相談）

みんなの人権110番 0570-003-110

子どもの人権110番 0120-007-110

女性の人権ホットライン 0570-070-810

※ 平日 午前8時30分～午後5時15分

Foreign-language Human Rights Hotline 0570-090911

※ Weekdays 9:00-17:00